

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第４条第１項第１６号に掲げる
かご漁業につき、佐賀県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなごかご漁業 （神集島地区特認）	別記のとおり	令和８年２月１日から 令和８年４月30日まで	制限なし	制限なし	1隻	① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

・令和７年11月25日から令和７年12月26日まで

【別記】 操業区域

- ① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端
- ② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域
- ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点